

令和6年定例会 12月定期議会
産業建設常任委員会調査報告書

令和6年12月19日

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和6年9月10日～令和6年12月1日

日時	活動区分	内容	頁
9.10(火) 11:53～12:05	委員間討議①	《委員のみ》 ■ 9月定期議会中における委員会並びに分科会日程について	-
9.19(木) 14:10～14:42	所管事務調査①	《産業経済部》 ■ 登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について ■ 農林業災害対策資金利子補給事業の概要 〔出席者〕 佐々木好博委員長ほか委員7名 産業経済部 千葉部長ほか8名	-
10.30(水) 9:58～10:40	委員間討議②	《委員のみ》 ■ 産業建設常任委員会による提言（案）について ■ 今後の常任委員会活動について 〔出席者〕 佐々木好博委員長ほか委員7名	-
11.14(木) 10:00～15:15	所管事務調査②	《産業経済部》 ■ 登米市中田農産物直売所条例及び登米市中田農産物加工所条例を廃止する条例の概要 ■ 登米市グリーンキャンプなかだ条例を廃止する条例の概要 ■ 農地中間管理事業（機構集積協力金交付事業）機構集積協力金返還金の概要 ■ 土地改良区決済金等支援事業の概要 ■ 畜産環境総合整備事業（ストックマネジメント事業）の概要 ■ 水利施設等整備事業の概要 ■ 多面的機能支払交付金返還金の概要 ■ 地域おこし協力隊報酬額改定の概要 ■ 中田農産物直売所及び中田農産物加工所等の譲渡に係る概要 ■ 観光・地域交流イベント事業の概要 ■ 飼料用米圃場への農業系廃棄物（牧草・堆肥）の土壌還元処理について	4

		<p>■登米市有機農業実施計画（案）について</p> <p>■（株）とよま振興公社に係る第三セクター等経営健全化方針の策定について</p> <p>〔出席者〕 佐々木好博委員長ほか委員 5名 産業経済部 千葉部長ほか 9名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 2名 教育部 小林部長ほか 1名</p>	
	<p>委員間討議③</p>	<p>《委員のみ》</p> <p>■意見交換会で聴取した意見等の対応について</p> <p>■宮城県市議会議長会春季定期総会提案議案について</p> <p>〔出席者〕 佐々木好博委員長ほか委員 6名</p>	
<p>11.26(火) 13:30~15:10</p>	<p>委員間討議④</p>	<p>《委員のみ》</p> <p>■意見交換会で聴取した意見等の対応について</p> <p>■宮城県市議会議長会春季定期総会提案議案について</p> <p>■陳情・要望の取扱いについて</p> <p>・ 県道1号線沿い歩道への街路灯増設に関する陳情書</p> <p>〔出席者〕 佐々木好博委員長ほか委員 7名</p>	

産業建設常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和6年11月14日（木） 午後1時48分～午後2時43分
2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室
3. 事 件
 <産業経済部>
 (1) 飼料用米圃場への農業系廃棄物（牧草・堆肥）の土壌還元処理について
 (2) 登米市有機農業実施計画（案）について
4. 出席者：委員長 佐々木好博、副委員長 遠藤真理子、
 委員 永島順子、工藤淳子、中澤 宏、及川昌憲
 （欠席） 武田節夫、相澤吉悦

 （産業経済部） 産業経済部長 千葉昌彦、
 産業経済部次長兼産業総務課長 山形 敦、
 産業経済部参事兼農政課長 佐藤貴光、
 観光物産戦略課長 伊藤宏一、農林振興課長 金澤勝彦、
 産業総務課 課長補佐兼産業総務係長 田村洋二郎、
 農政課 課長補佐兼畜産振興係長 増子 伸、
 産業総務課 課長補佐（総合調整担当） 阿部浩也

 （議会事務局） 政策・改革係長 主藤貴宏
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

■飼料用米圃場への農業系廃棄物（牧草・堆肥）の土壤還元処理について

○概 要

指定廃棄物を除く 8,000 Bq/kg以下の牧草、堆肥及びほだ木については、平成30年度から本格的に牧草地への土壤還元や林地還元の取組を始め、当初の保管数量 4,747 t から 3,511 t の処理を行い、令和5年度末の保管数量は 1,235 t となっている。

牧草地への土壤還元については令和13年度に処理を完了する計画としているが、年間 20ha の牧草地の確保が難しく、令和5年度末時点で計画より 290 t の処理が遅れている。

このような状況から、処理の加速化を図るため、確保が難しくなっている牧草地のほかに、飼料用米圃場への土壤還元の可能性を探るもの。

【対象とする圃場の考え方】

地権者及び耕作者の合意を得た圃場を前提とした上で、

◎飼料用米は稲形態の転作のため、主食用米への転換が容易なことから、専用品種（「ふくひびき」「夢あおば」など）を対象とする。

◎複数年の飼料用米作付契約を締結している圃場を優先する。



主食用米への作付転換を行わない圃場を選定

【実証試験行程（案）】

時 期	内 容
9 月	再堆肥化作業開始 (有機センターで作製汚染堆肥を原料とする)
10 月 (稲刈り後)	すき込み前圃場の放射能濃度測定 (土壌、空間)
11~12 月 (わら上げ後)	簡易な表土均平 ⇒ 堆肥散布 ⇒ すき込み (攪拌耕起)
1 月	すき込み後圃場の放射能濃度測定 (土壌、空間)
6 月	放射能濃度測定 (代かき以降の圃場の水、空間、排水路)
9 月 (稲刈り前)	放射能濃度測定 (玄米、稲わら、土壌、空間、排水路)

【実証試験スケジュール（案）】

区分	1年目												2年目												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境省、堆肥化委託者との調整	→ 契約																								
堆肥化の実施						→																			
放射能濃度測定（実証前） ⇒土壌、空間							→																		
土壌還元処理（わら上げ後） ⇒表土簡易均平、堆肥散布、攪拌耕起								→																	
放射能濃度測定（すき込み後） ⇒土壌、空間											→														
放射能濃度測定（代かき以降） ⇒圃場用水、空間、排水路																→									
放射能濃度測定（稲刈り前） ⇒玄米、稲わら、土壌、空間、排水路																			→						
実証試験のまとめ																						→			

※測定サンプルは1kg～2kgを採取

【実施に伴う課題・懸念事項】

- ◎排水について、機場で用水に循環利用されることから、周辺圃場の生産者からの反対、土壌の除染や生産物の買取り補償などを求められる恐れがある。
- ◎実施圃場の飼料用米が出荷できないとなった場合、クリーンセンターでの焼却（約14,000円/t）や水田利用の直接支払交付金などの補償（約130,000円/10a）、または飼料用米出荷数量の補償（主食用米での穴埋め約200,000円/10a）が必要となる。

○所 見

土壌還元による処理は、これまで順調に進んできたものの、目標年の令和13年度で完了するためには牧草地だけではなく、他の農地にも範囲を広げたいとのことであるが、住民の放射能に対する拒絶反応は科学的数字の根拠だけでは納得を得ることが難しい場合もある。対象農地が限られる中での新たな掘り起こしには時間はかかるが、一刻も早い処理完了を市民は願っている。

処理量という側面だけで捉えることなく、手間はかかるが山間地の面積の小さい耕作放棄地の活用やこれまでに還元を行った土地、さらには農地以外の場所を選定するなど、あらゆる可能性を検討し進める必要がある。

■登米市有機農業実施計画（案）について

○概要

持続可能な食料システムを構築するために、生産力の向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」に基づき、本市の強みである環境保全型農業の次のステップとして位置づけて「有機農業産地づくり事業」に取り組んでいる。

今般、みどりの食料システム戦略の目標である有機農業の拡大等の達成に向け、「登米市有機農業実施計画（案）」を策定したことから、内容を調査したもの。

【令和6年度の取組】

- ・令和6年7月 登米市有機農業推進協議会設立
- ・協議会設立後
 - ◎協議会（検討会）を開催するとともに、生産、加工、流通及び消費の各段階における試行的な取組を実施
（有機 JAS 認証取得支援、学校給食への有機米の提供など）



◎有機農業実施計画の策定



◎オーガニックビレッジ宣言（年度内に宣言予定）



【5年後に目指す目標（令和11年度）】

- ①有機農業取組面積 149ha（うち水稻 125ha）⇒200ha（うち水稻 150ha）
- ②有機農業者の拡大 43人 ⇒ 50人
- ③県内外へのPR活動 年2回以上
- ④給食への有機米の提供 年2食以上

【取組内容】

◎有機農業の生産段階の推進の取組

①有機農業の普及

新規に有機農業に取り組みたい者及び有機農業への転換等を実施する農業者に対し、研修会や支援を行い、有機農業者の増加、取組面積の拡大を図る。

②有機JAS認証等認証取得経費支援

有機JAS認証の申請及び有機JAS認証の技術的基準が適合していることを確認するための調査に係る経費を補助する。

③有機農産物の実証栽培への支援

関係機関が一体となって栽培技術の指導を行い、有機栽培に伴う減収によって所得が減ることのないよう、収量確保策や品質向上技術の実証を行う。

④関係者間での情報共有の推進

農業者ニーズ等を把握し、化学肥料や農薬の低減、労力の軽減に向けた効果的な支援策を検討する。

◎有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組み

①市内外の食材イベント等でのPR活動

市内外イベントへの出展を通じて、有機農業の環境保全効果などの理解度及び本市の有機農産物の知名度向上を図る。

②学校給食への有機農産物の提供

関係機関と連携し、有機農産物の流通体制の構築を図るとともに、有機農産物を学校給食において利用することで、子どもや達やその保護者などに対し、資源の循環と命のつながりにより持続可能なまちを育む有機農業の理解促進を図る。

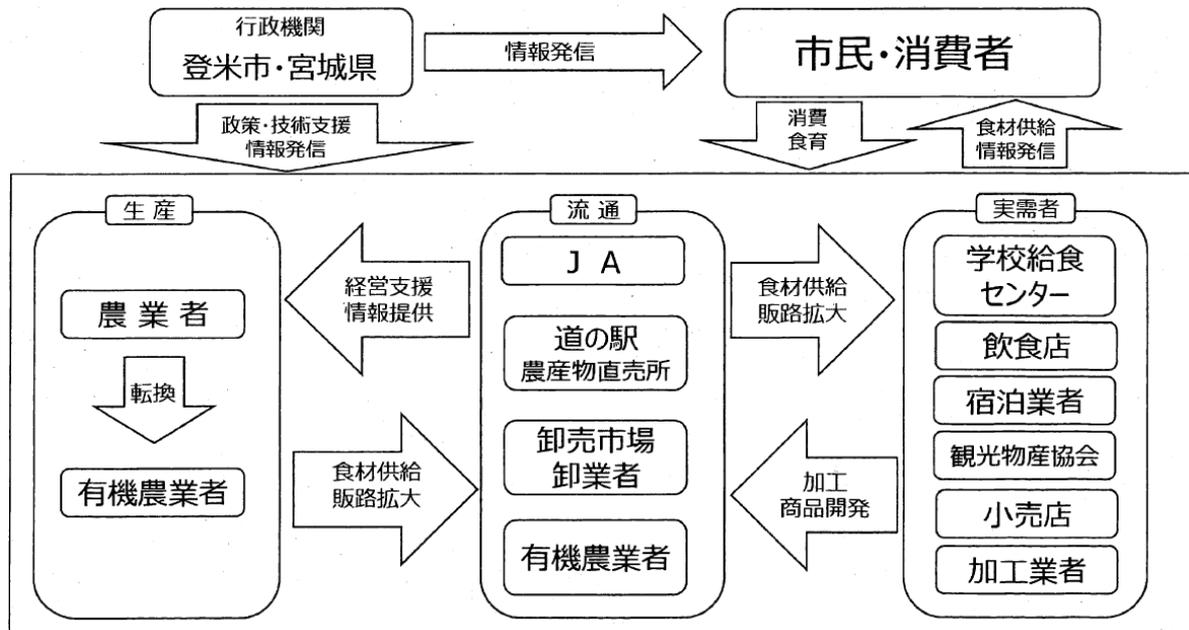
③有機農産物の販売促進

市内の直売所や小売店への有機農産物特設コーナーの設置、ふるさと納税の返礼品への採用等により、有機農産物の販売促進を図る。

④加工品の試作・販売

有機農産物を活用した新たなメニューや加工品の開発・販売を行うことで、有機農産物のPR及びブランドの確立を目指す。

【取組の推進体制】



○所 見

本市でも、オーガニックビレッジ宣言に向けて、有機農業実施計画が策定される。

本事業の推進に向けては、有機農業そのものの認知度を高め、生産から販売までを一体的に進めることが求められる。そのためには、幼児から高齢者まで幅広い層ごとに、食育や地産地消などを通して、有機農業を推進する目的や意味を感じ取れる事業にしていく必要がある。

国や県の目標値にとらわれず、高い目標を掲げ、本市農業の取組をアピールしていくことが重要であり、市民全体が一丸となって取り組んでこそ、本市らしい有機農業の産地づくりに繋がるのではないかと。